

プレーパーク用倉庫の設置に係る許可基準要領

この要領は、公園管理者以外の者が都市公園法第2条第2項第8号及び都市公園法施行令第5条第7項に規定する「倉庫」であるプレーパーク用倉庫（以下「倉庫」という。）を設置しようとする場合の都市公園法第5条第1項の許可に関する基準（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が設置する倉庫及び総合公園に設置する倉庫は除く）について、必要な事項を定めるものとする。

（プレーパーク用倉庫の種類）

第1条 この基準において「プレーパーク用倉庫」とは、次に定めるものをいう。

- （1）公園において千葉市プレーパーク開催支援要綱（以下「支援要綱」とする。）で定める千葉市プレーパーク定期団体（以下「定期団体」とする。）がプレーパークを開催するために必要な物品を収納する倉庫をいう。

（対象団体等）

第2条 倉庫を設置できる団体は、支援要綱第6条に定める定期団体とする。

（倉庫の面積）

第3条 一の倉庫の面積は3. 3㎡（1坪）以下とする。

（設置基数）

第4条 一の公園に設置できる倉庫は、原則として1基とする。ただし、すでにプレーパーク用倉庫以外の倉庫が設置されている公園において、倉庫を設置する場合は都市公園法第4条第1項で定める割合を超えない範囲で設置できるものとする。

（設置場所）

第5条 倉庫の設置にあたっては、次の各号に掲げる条件を優先すること。

- （1）公園の出入り口付近、中心となる場所、死角を生ずる場所及び公園内外からの見通しが著しく悪化する場所はさけること。
- （2）公園内の施設や樹木を損傷し、又は移設等の影響を及ぼさない場所であること。特に、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定版）」に基づく遊具の安全領域を確保すること。
- （3）公園景観を損ねない場所であること。
- （4）水道管や電気系統等の地下埋設物がない場所であること。
- （5）その他公園の管理及び利用に支障がない場所であること。

（構造・外観）

第6条 設置する倉庫は次の各号に掲げるものとする。

- （1）倉庫の高さはおおむね2 m以下とすること。

- (2) 公園利用者に対して危険を及ぼすような構造や状態になっていないこと。
- (3) 公園施設設置物件として美観的及び景観的に見苦しくないこと。
- (4) 堅牢なつくりであり、倒壊や転倒等の恐れのないように安定性が確保されていること。
- (5) 収納物の散乱等がないように、鍵が施されているものであること。
- (6) その他公園の管理上支障のない構造や外観であること。

(借地公園の場合の措置)

第7条 土地所有者が公園管理者以外の場合には、土地所有者から設置の承諾を得ること。

(許可の表示)

第8条 倉庫には、千葉市が発行する許可証明シールを所定の場所に貼ること。

(設置期間)

第9条 設置期間の基準は5年間とし、許可終了日を年度末(3月31日)とする。ただし、設置許可期間内においても、第2条の団体が倉庫を使用しなくなった場合、又は解散した場合、倉庫の設置許可受者は速やかに倉庫を撤去すること。

附 則

この基準は、平成28年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月24日から施行する。